

平成 30 年 2 月 6 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

所得税法 総合計算問題集 応用編

訂正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年 税理士試験受験対策シリーズ

所得税法 総合計算問題集 応用編（平成 29 年 12 月 15 日第 9 版発行）

ISBN 978-4-86486-475-6 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所								
問題4 解説 P 118	<p>(2) 事業承継者の取扱い(令 147)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="412 1199 646 1306"></th><th data-bbox="646 1199 776 1306">貸倒引当金の区分</th><th data-bbox="776 1199 1218 1306">事業承継者の取扱い</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="412 1306 646 1437" rowspan="2">被相続人の事業所得の必要経費に算入された貸倒引当金</td><td data-bbox="646 1306 776 1354">個別評価</td><td data-bbox="776 1306 1218 1354">事業承継者の事業所得の総収入金額に算入する</td></tr><tr><td data-bbox="646 1354 776 1437">一括評価</td><td data-bbox="776 1354 1218 1437">事業承継者（青色申告者）の事業所得の総収入金額に算入する</td></tr></tbody></table> <p>本問の場合、青色申告者である父の貸倒引当金繰入額は、事業承継者甲の総収入金額に算入される。 → 削除</p>		貸倒引当金の区分	事業承継者の取扱い	被相続人の事業所得の必要経費に算入された貸倒引当金	個別評価	事業承継者の事業所得の総収入金額に算入する	一括評価	事業承継者（青色申告者）の事業所得の総収入金額に算入する
	貸倒引当金の区分	事業承継者の取扱い							
被相続人の事業所得の必要経費に算入された貸倒引当金	個別評価	事業承継者の事業所得の総収入金額に算入する							
	一括評価	事業承継者（青色申告者）の事業所得の総収入金額に算入する							